

令和3年度山辺・県北西部広域環境衛生組合人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

本組合の職員は、地方自治法第292条の規定により準用する同法第252条の17の規定に基づく、組合を構成する市町村（大和高田市、天理市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町及び河合町）からの派遣職員であり、職員は、派遣元の市町村と組合の身分を併任しています。

(1) 職員数の状況（各年4月1日）

| 区 分 | | | 令和2年度 | 令和3年度 | |
|-----|-----|-------|-------|-------|-----------------------|
| | | | 職員※ | 職員※ | フルタイム 会計年度任 用職員 |
| 職員数 | 派遣元 | 大和高田市 | | | |
| | | 天理市 | 8人 | 7人 | 2人 |
| | 総 数 | 8人 | 7人 | 2人 | |

※ 臨時的に任用された職員、非常勤職員、天理市会計職員、議会事務局長、天理市監査事務局職員等の併任を除く。（次の（2）も同じ。）

(2) 職員の任免の状況(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

| 区 分 | 併任発令者数 | 併任解除者数 |
|-----|--------|--------|
| 人 数 | 1人 | 3人 |

2 職員の給与の状況

派遣されている職員の給与は、派遣元の市町村から支給されています。その給与の支給に係る人件費は、組合から派遣元の市町村へ負担金として

支払うことにより、派遣職員の給与は組合が負担しています。

令和3年度人件費負担金支出額

| | |
|----------|-------------|
| 市町村への負担金 | 63,566,358円 |
|----------|-------------|

※ 天理市会計職員及び議会事務局長及び天理市監査事務局職員併任職員分を含む。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件については、組合の条例により、天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びその施行規則の例によることと定めています。

勤務時間は、組合の事務所がある天理市庁舎に勤務の場合、週38時間45分勤務、月曜日から金曜日までの勤務時間は、8時30分から17時15分まで、そのうち正午から13時までは休憩時間としています。

休暇については、天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びその施行規則の例により付与しています。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分は、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から行うものです。

懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を確認し、公務員関係の秩序を維持することを目的として行うものです。

分限処分及び懲戒処分は、組合と派遣元の市町村との協議の上で、派遣元の市町村において行います。

5 職員のサービスの状況

サービスに関する基本原則の概要

| 基本原則 | 概要 |
|------------|--|
| 職務専念義務 | 職員は、全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務執行しなければならない。 |
| 信用失墜行為の禁止 | 職員は、信用を傷つけたり、全体の不名誉となる行為をしたりしてはいけない。 |
| 営利企業等の従事制限 | 営利企業などに従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければならない。 |
| 争議行為等の禁止 | 職員は、争議行為等ができない。 |
| 守秘義務 | 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。 |
| 政治的行為の制限 | 職員は、政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されている。 |

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

職員は、奈良県市町村職員研修センターの研修を中心として参加し、派遣元の市町村の研修にも参加しています。

勤務成績の評定は、派遣元の市町村において行われます。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福祉

職員の相互共済及び福利増進等を目的とした福利厚生制度及び共済組合制度等の諸制度については、派遣元の市町村の制度に加入しています。

(2) 安全衛生管理

職員の健康管理については、派遣元の市町村において実施する健康診断等を受診しています。

(3) 公務災害補償

公務上又は通勤途上の災害を受けた職員には、地方公務員災害補償法に基づく療養補償、休業補償等を行います。

(4) 公平委員会

公平委員会からの報告

○ 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和3年度につきましては、職員の措置要求はありませんでした。

○ 不利益処分に関する審査請求の状況

令和3年度につきましては、職員の不服申立てはありませんでした。

8 地方公務員法第58条の3第2項の規定による等級等ごとの職員の数の公表については、現在本組合の職員が各市町村からの派遣職員で構成されていることから、派遣元においての職員の数に含まれていることとなります。